

平成 28 年 熊本地震

基幹労連中央災害対策本部ニュース <第 1 号>

2016 年 4 月 28 日(木)

被災地域、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

ご安全に！本日、第 3 回中央災害対策本部会議を開催し、現段階の被災状況を確認するとともに今後の対応策について検討しました。

◆現在の被災状況

現在、把握している被災状況は次のとおりです。(4月28日現在)

	負 傷	家屋罹災
組合員・家族	0 名	33 件
実 家・親族	1 名	81 件

引きつづき、加盟組織・県本部を通じて状況把握に努めます。

◆支援カンパについて

被災した組合員とそのご家族等の支援に向け、カンパ活動に取り組んでいます。

- | | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 取り組み期間 | 第 1 次集約 4 月 19 日 (火) ~ 5 月 20 日 (金)
第 2 次集約 ~ 5 月 27 日 (金)
極力第 1 次集約までの取り組みとしてお願いしますが、入金が遅れる組織への対応として第 2 次集を設定します。 |
| 2. 対 象 と 形 態 | 被災地を除く構成組織組合員による自主カンパ |
| 3. カ ン パ 方 法 | 各組合に一任 |
| 4. 集 約 | 加盟組合ごとに取りまとめの上、下記に振り込みください。 |

<振込先>

中央労働金庫 日本橋支店 普通預金

口座名： 「基幹労連 熊本地震義援金」

口座番号： 131339

※地方連合等でも様々なカンパが計画されていると思いますが、極力こちらで対応をお願いいたします。

すでにご協力いただいた皆さまには、心から感謝いたします。

◆ JBUパワーバンクによる災害ボランティア活動の対応

現在、JBUパワーバンク出動を前提に、熊本県へ赴き状況把握を行いながら、熊本県本部と調整をすすめています。

◆ 基幹労連「共済会」申請方法の緩和

迅速な支援を行うため本震災を起因とする被災については、所属する加盟組合が確認したことを前提に**証明書の添付を不要**とします。所属する加盟組合での対応が困難な場合等については、当該の県本部または近隣の加盟組合での対応も可とします。

また、**全労済各共済制度及び共済年金制度「夢プラン」**についても、特別措置が講じられています。**詳細は、基発No.495（4/27 発信済）**にてご確認ください。

（共済会窓口：基幹労連本部／吉沢・大西、）

◆ 震災に関わる労働行政情報

I. 雇用保険失業給付の特例措置

1. 「失業の認定日」の変更が可能になります。
2. 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。
3. 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方について、**①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合** に雇用保険の失業給付を受給できます。

1. 熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、**休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、失業給付を受給できます。**
2. 熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、**一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付意を受給できます。**

II. 労災保険の給付

労働者が「工作中」や「通勤中」に**地震により建物が崩壊したこと等が原因となって被災された場合**は、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）を受けられます。また、請求にあたって**事業主や医療機関の証明がなくても請求できます。**

Ⅲ. 雇用調整助成金の特例措置

平成28年熊本地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても、制度を利用できます。

1. 支給要件の緩和

事業活動を示す指標の最近3ヵ月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少



事業活動を示す指標の**最近1ヵ月間**の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少

上記特例措置を含め、さまざまな措置が講じられています。詳細は「[連合HP 震災に関わる労働行政情報](#)」をご参照ください。

http://www.jtuc-rengo.or.jp/saigai_kyushu/gyosei.html

◆連絡先 基幹労連本部 03-3555-0401

以 上